

第2次人権教育・啓発の推進に関する

前橋市基本計画 素案

前橋市

は じ め に

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	人権教育及び啓発の定義	2
3	計画の基本理念	3
4	計画の期間	3
5	計画の位置づけ	3
6	目標達成のための指標	4
7	持続可能な開発目標（SDGs）への対応	4

## 第2章 人権に関する市民意識調査の結果概要

8

## 第3章 人権教育、啓発の推進

1	人権教育の推進	
	(1) 保育所（園）や認定こども園、幼稚園における推進	19
	(2) 学校教育における推進	19
	(3) 社会教育・家庭教育における推進	20
2	人権啓発の推進	
	(1) 市民に対する啓発	21
	(2) 企業等に対する啓発	22

## 第4章 主な課題別施策の推進

同和問題	23
女性の人権	24
こどもの人権	26
高齢者の人権	28
障害者の人権	29
外国籍の人の人権	30
HIV等感染症に関する人権	31

犯罪被害者やその家族の人権	32
刑期を終えた人の人権	33
性的マイノリティ（LGBTQ）の人権	35
インターネットによる人権侵害	36
その他の人権課題	37

## 第5章 市職員等に対する研修の推進

1 行政職員	38
2 教職員	38
3 社会教育関係者	38
4 地域福祉関係者	39
5 消防職員	39

## 第6章 計画の推進

1 庁内の推進体制	40
2 関係機関との連携	40

## 用語解説

### 《 資料 》

1 世界人権宣言	44
2 日本国憲法（関係条文）	50
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	55
4 人権施策庁内推進体制の整備に関する要綱	57
5 人権に関する基本計画有識者会議設置要綱	59



# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

### 1-1 国際的な動向

20世紀における二度の世界大戦の惨禍を経験し、その反省から、昭和23年（1948年）、国際連合（国連）において、全ての人々と全ての国が達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。その後も人権を確立するためにさまざまな条約等が採択され、世界的な取り組みが行われました。しかしながら、世界各地では、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により戦争や迫害、差別が生じ、人権が侵害され、罪のない市民や子どもたちが犠牲になっています。

こうした状況は国際社会に人権機運を高め、平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。人権という普遍文化の構築を目指した取り組みとして「人権教育のための国連10年行動計画」が決議されています。

更に、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は「誰一人取り残さない」ことを掲げており、「持続可能な開発目標（SDGs）」を構成する17の目標と169のターゲットには、人権尊重の理念が根底にあります。

### 1-2 国・県の動向

国は、基本的人権に係る同和問題に関して、昭和40年（1965年）の同和対策審議会の答申「同和問題の解決は国の責任であると同時に国民的課題である」を受け、昭和44年（1969年）に同和対策事業特別措置法（平成14年（2002年）に失効）、及びその他制定された法律等に基づく同和問題の解決のための施策を講じました。

また、人権の確立に向けた取組について、1997年（平成9年）に人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

平成12年（2000年）には、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされました。

県においては、平成12年（2000年）5月に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。その後、この行動計画5年間の成果と課題を踏まえ、平成17年（2005年）以降の新たな計画として「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定・推進してきましたが、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきていることから、令和6年（2024年）3月に、人権問題に関する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築くことを目的として、「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定しました。

### 1-3 本市の状況

本市では、国や県における行動計画策定の動向を踏まえ、平成15年（2003年）に「人権教育のための国連10年前橋市行動計画」を、平成23年（2011年）に「人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」を策定し、同和、女性、子ども、高齢者、障害者等人権問題の解決に向けて、市民があらゆる機会を通じて人権尊重の精神を理解し、体得し行動することが出来るよう、さまざまな施策に取り組んできました。

しかし、計画策定から12年が経過する中、人権問題の多様化や複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い新たな課題も生じています。そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、「第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」を策定し、幸福度（ウェルビーイング）向上の実現に向けて取り組みます。

#### ～ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とは～

社会的包摂とも訳され、社会的に全体を包み込むことです。

子どもや高齢者、障害の有無に関わらず、すべての人々が社会に参画する機会を持つことです。

この考えは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすSDGsの理念と通じるものです。

※「参加」は単に集まりに加わること。「参画」は事業や計画に加わること。

## 2 人権教育及び啓発の定義

人権は、日本国憲法において、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」として「国民の不断の努力」によって初めて保持されるものとされています。

そのため、人権共存の考え方への市民の理解を深めながら、市民と行政が一体となって、人権が尊重されるまちを実現するためには、人権について知ること・権利を使うこと、あたりまえに権利が使える環境を作ることが重要となります。

また、国の基本計画の中では、人権教育については、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすること（同法第3条）、人権啓発については、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすること（同法第3条）だと定義しています。

### 3 計画の基本理念

人権は、性別・年齢・社会的身分等にかかわらず、すべての人が等しく有するものであり、日本国憲法において「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とされています。

本市は、人権が尊重される社会の形成を目指し、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、幸福度（ウェルビーイング）向上の実現に向け、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

## 「一人ひとりを尊重する社会の推進」によって すべての市民の幸福度（ウェルビーイング）向上を実現する

### ～ウェルビーイング（Well-being）とは～

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

年齢や性別、国籍や障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人がお互いを認め合って、それぞれの幸福度（ウェルビーイング）の向上を実現する共生社会の形成が大切です。

### 4 計画の期間

令和6年度から令和15年度までとします。

ただし、推進期間内であっても、社会情勢等の変化を踏まえて随時、見直しを行うものとします。

### 5 計画の位置づけ

- (1) 前橋市総合計画における行動指針のひとつ『認め合い、支え合う』は、年齢、性別、国籍、障害の有無、そして考え方などに関わらず、市民一人ひとりがお互



いの個性や価値観を尊重し、認め合い、支え合う姿勢が大切なことを示しています。

- (2) 国の「人権教育・啓発の推進に関する基本計画」、群馬県の「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を踏まえた本市における人権教育・啓発の推進に関する個別計画です。

## 6 目標達成のための指標

計画の推進を図るため、第2次基本計画では人権施策の推進に係る目標を、市民意識調査結果から設定しています。

推進目標	令和2年度	令和15年度
自分や自分の家族の人権が侵害されたと思ったことがある人の割合	11.6% (※)	0%

※令和2年度 人権に関する市民意識調査

## 7 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、“地球上の誰一人として取り残さない”ことを誓っています。

人口減少と少子高齢化社会の進展により、社会全体の活力低下が懸念される中、本市においても、市民に身近な地域行政として、SDGsを推進することで、持続可能な地域社会づくりを進めています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(参照) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (国際連合広報センター)

「第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」とSDGs目標の対応

主な課題	SDGs目標
同和問題	      
女性の人権	       
こどもの人権	    
高齢者の人権	      
障害者の人権	      
外国籍の人の人権	    
HIV等感染症に関する人権	     
犯罪被害者やその家族の人権	  
刑を終えて出所した人の人権	   
性的マイノリティ（LGBTQ）の人権	    
インターネットによる人権問題	  

その他の人権課題	<b>1</b> 貧困をなくそう 	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに 	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に 	<b>17</b> パートナシップで目標を達成しよう 
----------	---	--	---	---	--	---

※上記は、それぞれの課題に対応する主なSDGs目標を記載したものであり、必ずしもすべてを網羅しているわけではありません。

## 2章 人権に関する市民意識調査の結果概要

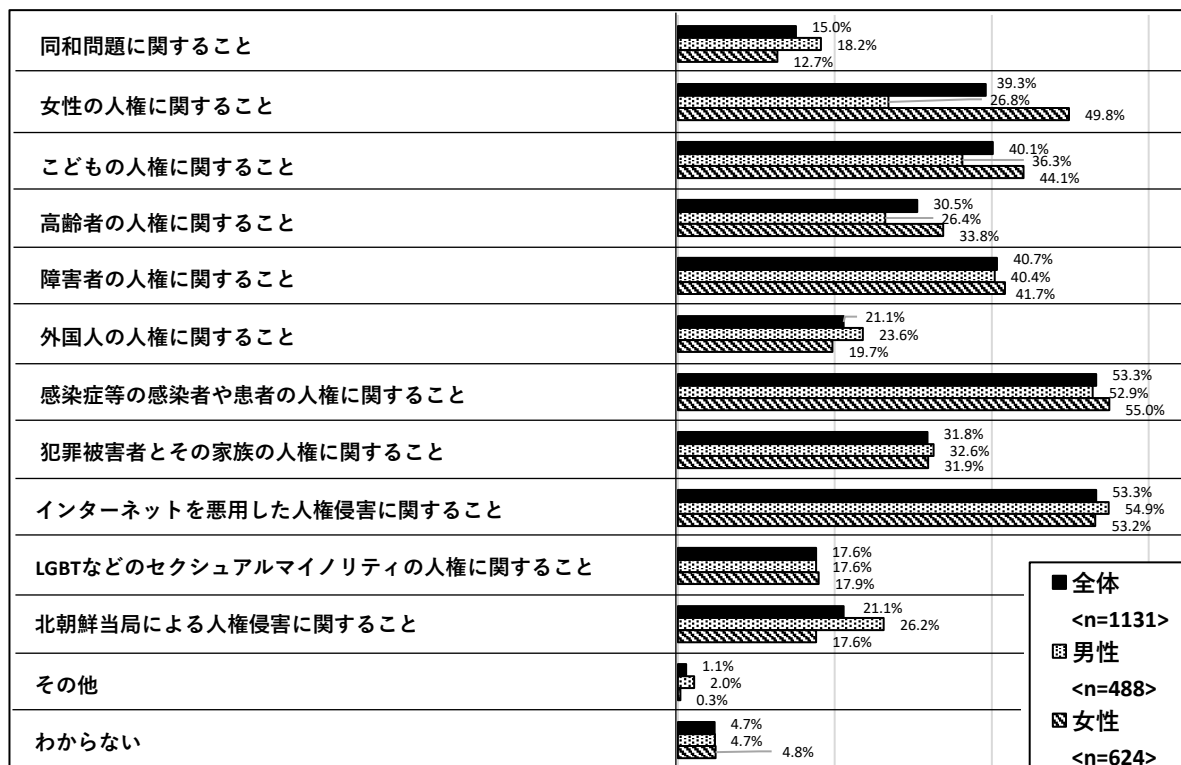
本計画の策定にあたり、令和2年9月に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。以下は、その結果の概要です。

調査対象	市内在住の20歳以上の方
標本数	2,500人
抽出方法	住民基本台帳を基に層化無作為抽出
調査方法	郵送による配布／郵送・ウェブによる回収
有効回収率	45.2%
調査時期	令和2（2020）年9月

### （1）人権に関する一般的意識

設問：日本における人権課題について、あなたが関心のあるものはどれですか。

「感染症等の感染者や患者の人権に関すること」（53.3%）と「インターネットを悪用した人権侵害に関すること」（53.3%）が5割を超えて最も関心が高くなっています。このほか、「障害者の人権に関すること」（40.7%）、「こどもの人権に関すること」（40.1%）、「女性の人権に関すること」（39.3%）と続いています。

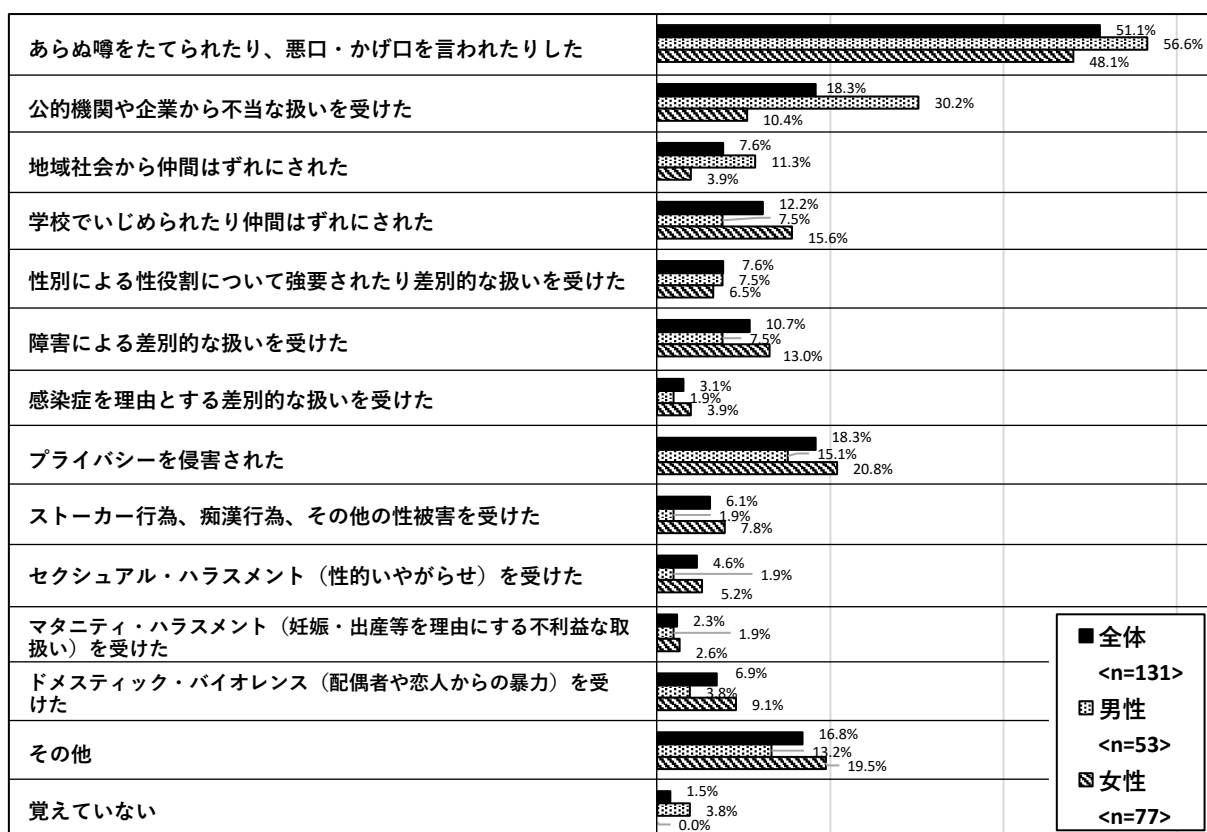
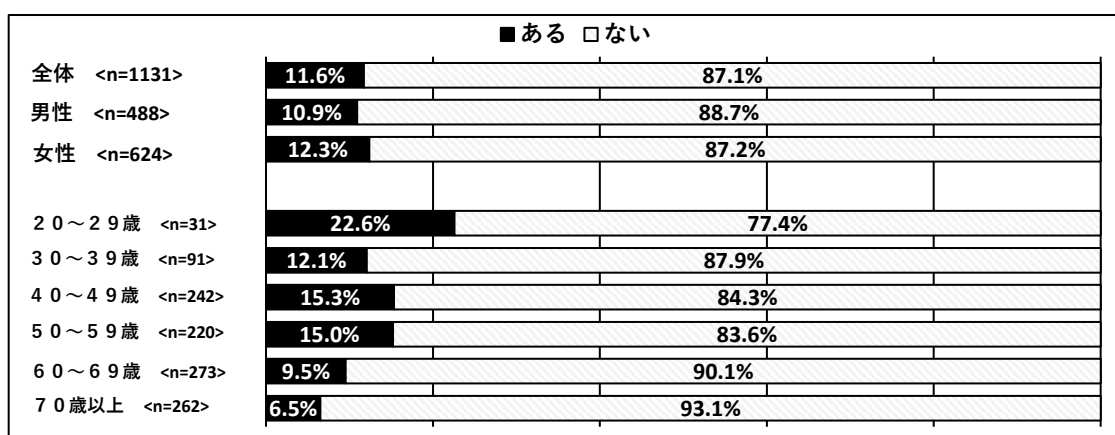


## (2) 人権侵害の経験

設問：あなたはここ5年間に、自分や自分の家族の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

ここ5年間で自分や家族の人権を侵害されたと思ったことが「ある」と回答した人は11.6%で、10人に1人の割合です。男性より女性、特に若年層に人権侵害の経験が多くなっています。

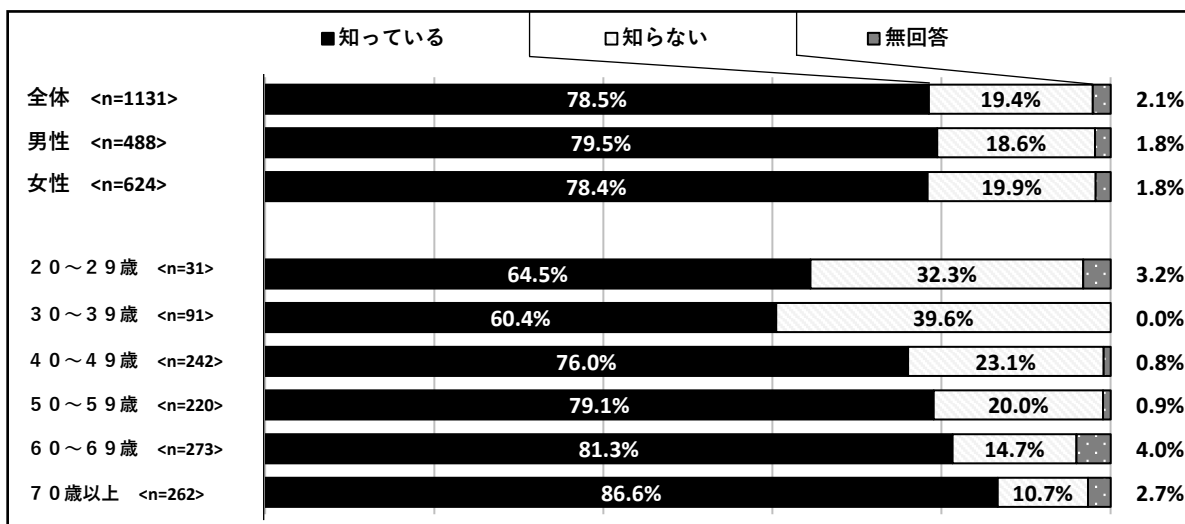
また、人権侵害の経験が「ある」と回答した人（131人）について内容を聞いたところ、最も多い人権侵害は「あらぬ噂をたてられたり、悪口・かげ口を言われたりした」で5割を超えます。



### (3) 同和問題

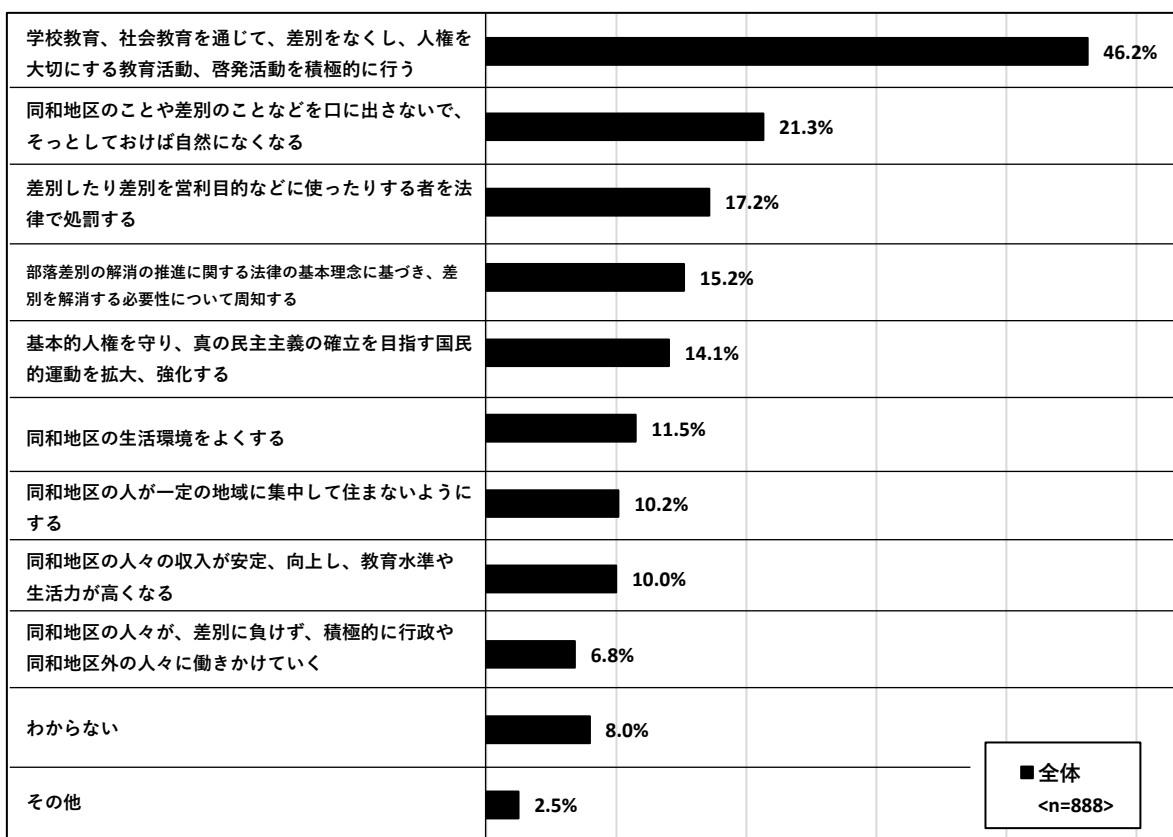
設問：あなたは「同和地区」（部落）と呼ばれている地区があること、あるいは「同和問題」、「部落差別」と言われる問題を知っていますか。

約8割の人は同和問題を「知っている」と答えています。



設問：同和問題を解決するためには、どのようにしたらよいと思いますか。

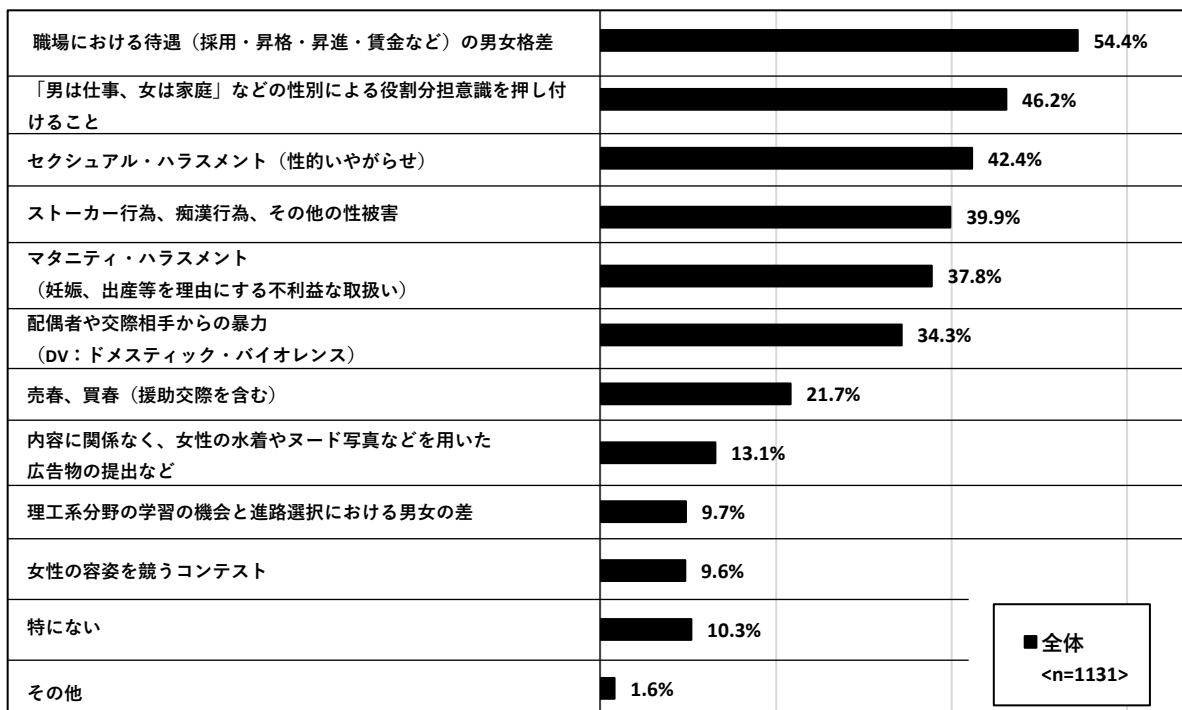
「学校教育、社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にせる教育活動、啓発活動を積極的に行う」が4割を超えて最も高くなっています。



#### (4) 女性の人権

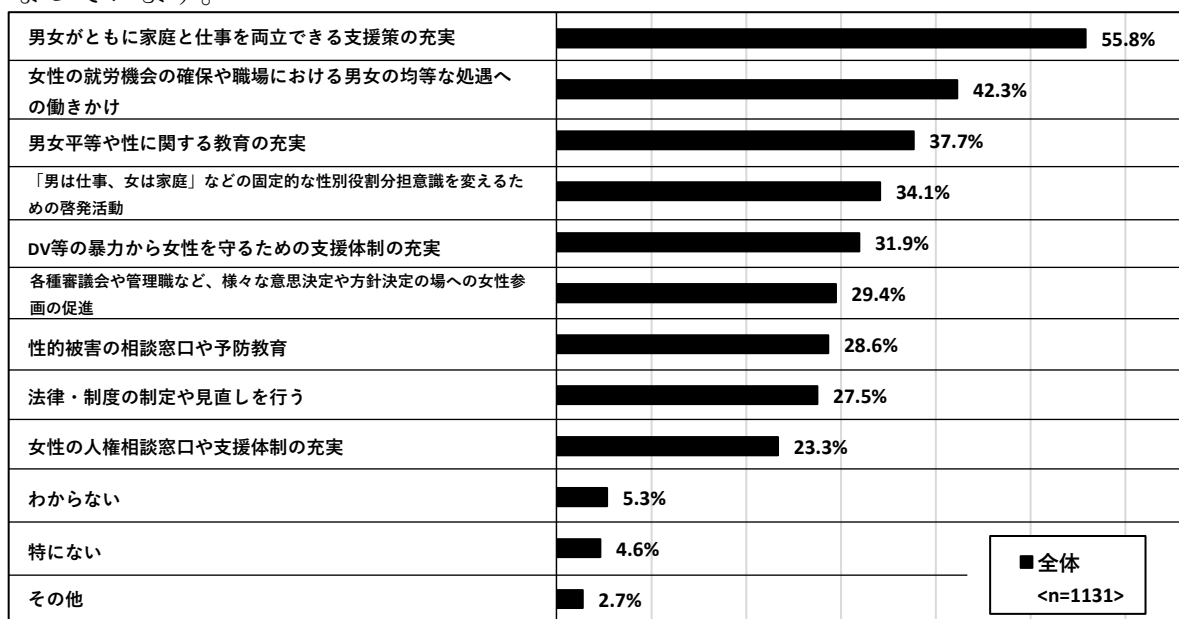
設問：女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことですか。

「職場における待遇（採用・昇格・昇進・賃金など）の男女格差」の項目で5割以上の人が女性の人権が尊重されていないと感じています



設問：女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。

「男女がともに家庭と仕事を両立できる支援策の充実」が5割を超えて最も高くなっています。





## (5) こどもの人権

設問：こどもに関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。

半数以上が「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをする、あるいはさせたりするなど、いじめをすること」と「保護者などがこどもを、身体的、心理的、性的に虐待したり、育児を放棄したりすること」を指摘しています。

仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをする、あるいはさせたりするなど、いじめをすること	62.4%
保護者などがこどもを、身体的、心理的、性的に虐待したり、育児を放棄したりすること	58.2%
いじめをしたり、されたりしているのを見て見ぬふりをする	32.3%
教師による言葉の暴力や体罰を加えること	28.5%
無料通信アプリやSNS等を用いて、特定の人物を誹謗中傷すること	26.0%
こどもの虐待に気づいても、関係機関に通告せず見て見ぬふりをする	21.9%
出会い系サイトやSNS等の書き込みなど、暴力や性についてこどもにとって有害な情報があること	17.0%
児童買春・売春、児童ポルノなど	15.6%
学校や就職先の選択などに関するこどもの意見を、大人が無視したり、考えを押し付けたりすること	14.0%
わからない	2.7%
その他	0.2%

■全体  
<n=1131>

設問：こどもの人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。

「こどもに自分を大切にすることや他人への思いやりを教える」が約5割で最も高くなっています。

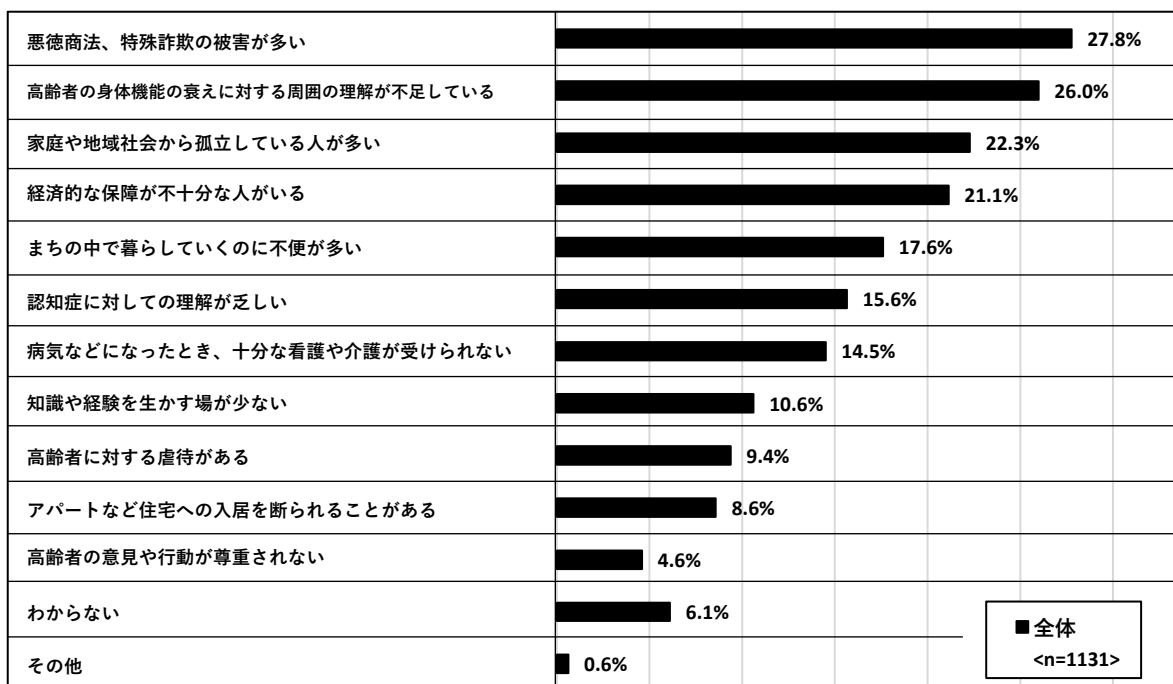
こどもに自分を大切にすることや他人への思いやりを教える	49.2%
児童虐待や性犯罪など、こどもが被害者となる犯罪の取締りや罰則を強化する	33.5%
こどものための相談体制を充実する	31.9%
家族の中でお互いの人権を尊重して温かい家庭をつくる	31.7%
教師への研修を充実して教師の能力や資質を高める	31.5%
こどもの人権を守るための教育や啓発活動を推進する	26.4%
こどもの個性や自主性を尊重し、大人の考え方を押し付けない	20.8%
地域の人々が他人のこどもに関心を持って接する	19.1%
インターネットや携帯電話の利用等に係る規制を強化する	18.9%
わからない	2.4%
その他	1.3%

■全体  
<n=1131>

## (6) 高齢者の人権

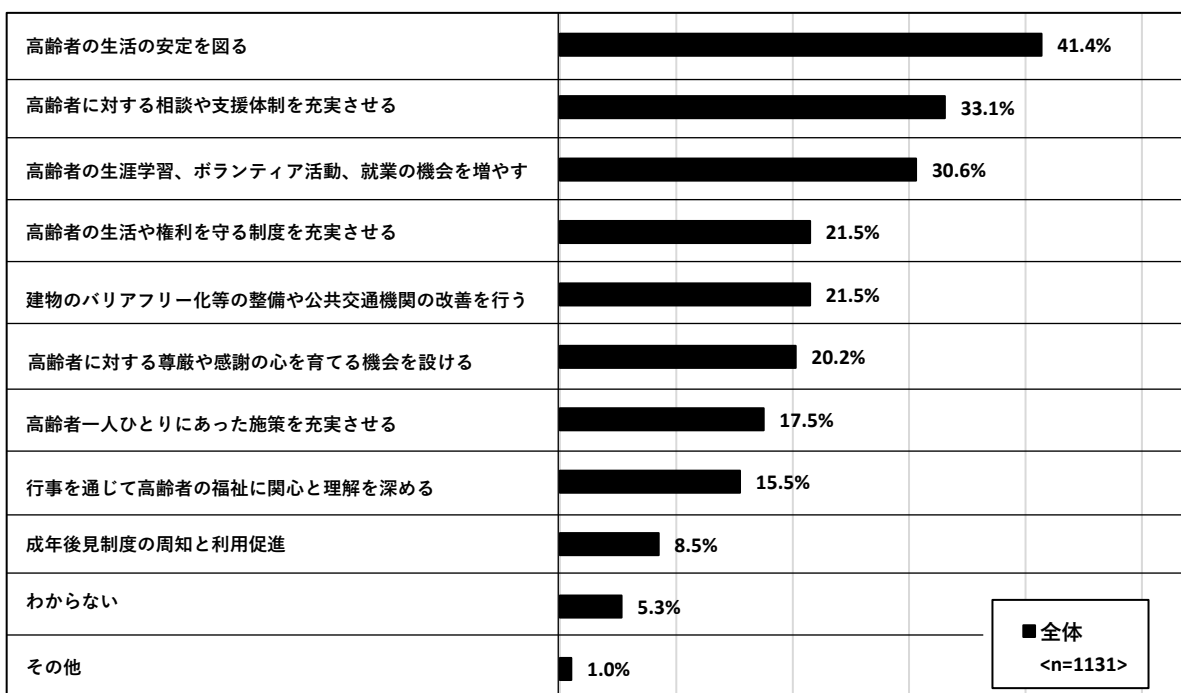
設問：高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。

「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多い」が約3割で最も高くなっています。



設問：高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「高齢者の生活の安定を図る」ことが4割を超えて最も高くなっています。



## (7) 障害者の人権

設問：障害者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。

「障害のある人や障害についての理解が不足している」が約6割で最も高くなっています。

障害のある人や障害についての理解が不足している	57.0%
就職・職場で不利な扱いを受ける	24.9%
まちの中で暮らしていくのに不便が多い	22.2%
地域社会から孤立しがちである	21.0%
障害者に対する虐待がある	11.5%
生活に必要な情報が入手しづらい	9.3%
アパートなど住宅への入居が困難である	6.2%
結婚問題で周囲から反対を受けることがある	4.6%
わからない	10.3%
その他	1.0%

■全体  
<n=1131>

設問：障害者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「相談・支援体制の充実」が4割で最も高くなっています。また、「就労支援や雇用確保（障害者雇用率の達成）」、「障害のある人を正しく理解するための教育や啓発活動」が3割を超えます。

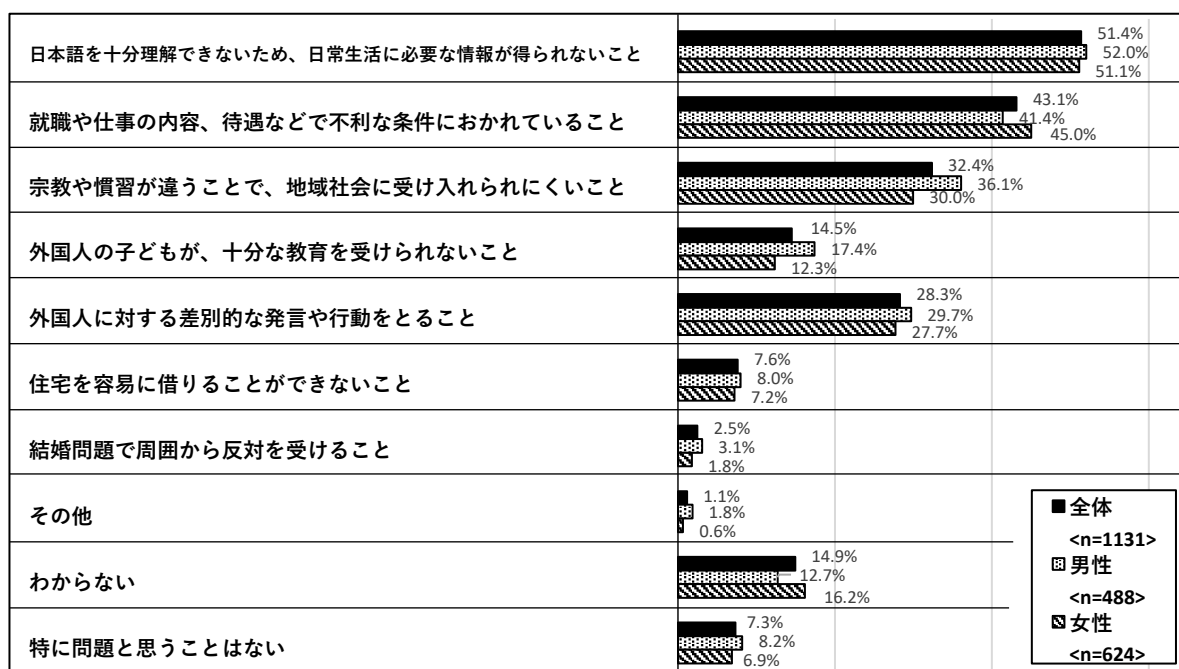
相談・支援体制の充実	40.0%
就労支援や雇用確保（障害者雇用率の達成）	35.2%
障害のある人を正しく理解するための教育や啓発活動	34.4%
障害者が使いやすいような道路や施設などの環境整備	28.2%
障害のある人とない人との交流促進	15.4%
スポーツや文化活動など、障害者の社会参加の促進	9.4%
成年後見制度の周知と利用促進	4.5%
わからない	7.0%
その他	1.1%

■全体  
<n=1131>

## (8) 外国籍の人の人権

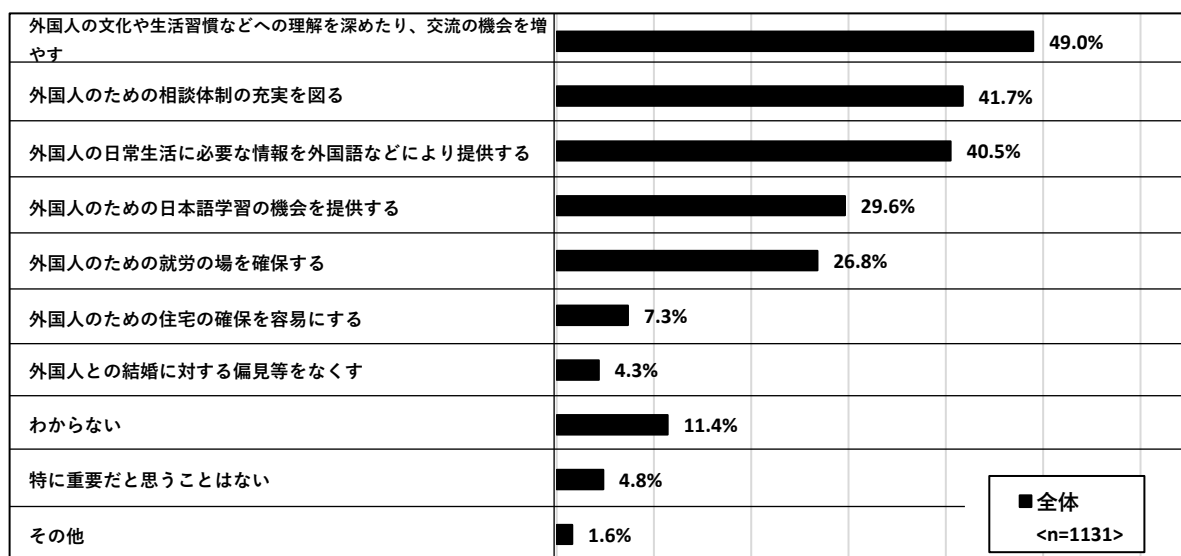
設問：外国人の人権について問題があると思うものを選んでください。

「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が得られないこと」が5割を超えて最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」となっています。



設問：外国人の人権を守るためには、どのようなことが重要だと思いますか。

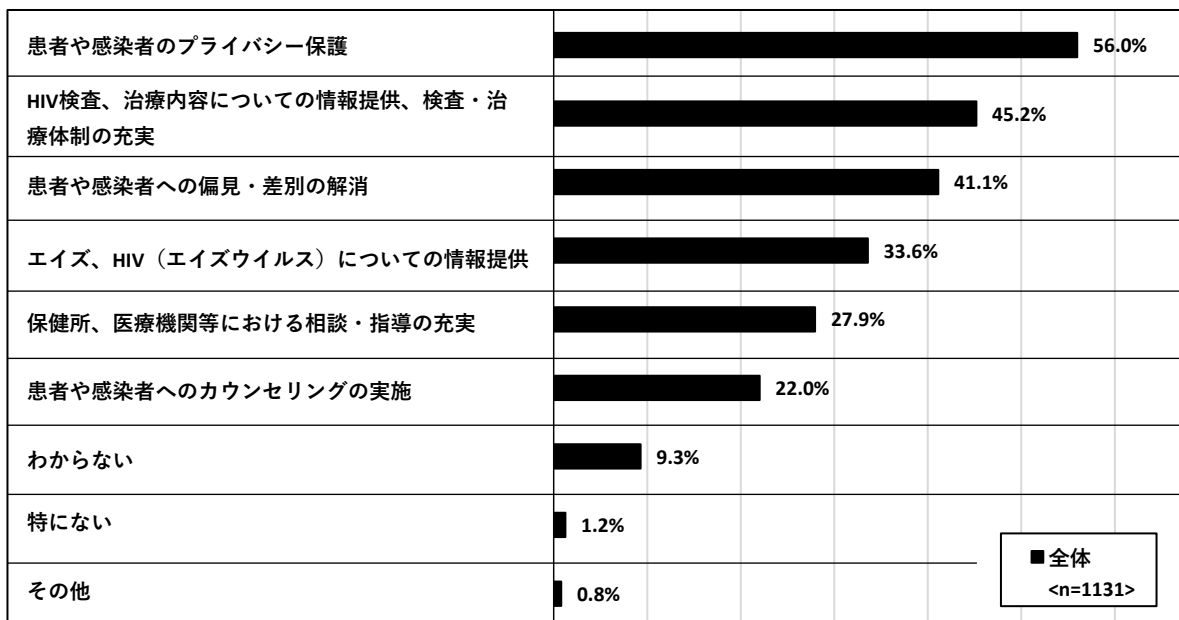
「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深めたり、交流の機会を増やす」が約5割で最も高くなっています。また、「外国人のための相談体制の充実を図る」と「外国人の日常生活に必要な情報を外国語などにより提供する」が4割を超えています。



## (9) HIV 等感染症に関する人権

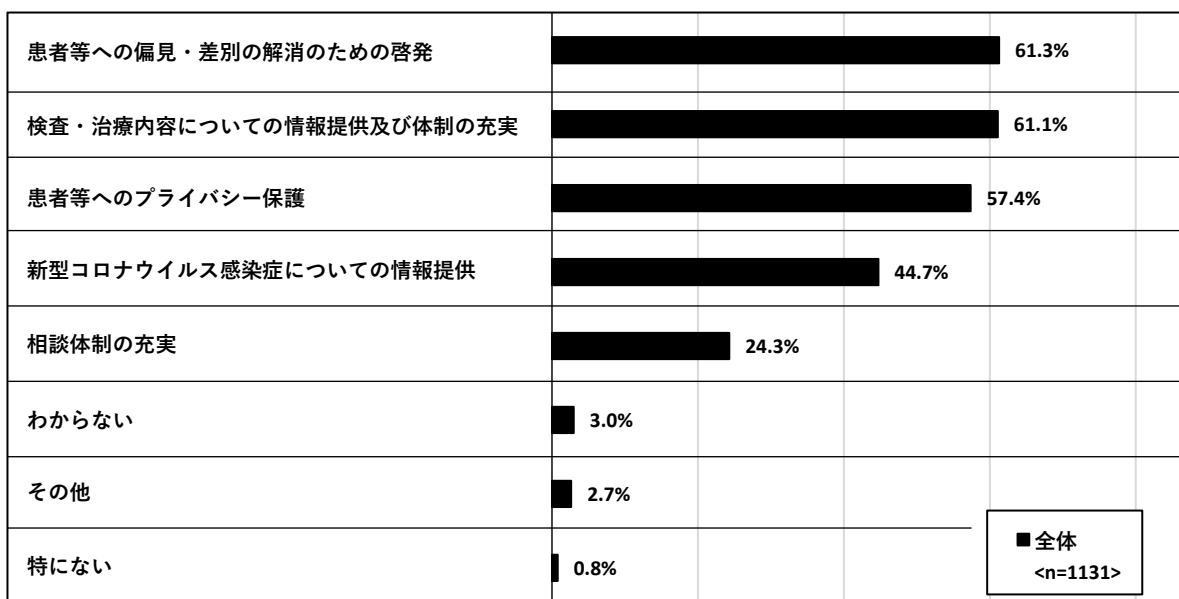
設問：エイズ患者、HIV感染者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。

「患者や感染者のプライバシー保護」が5割を超えて最も高くなっています。



設問：新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等の人権を守るために必要なことは何ですか。

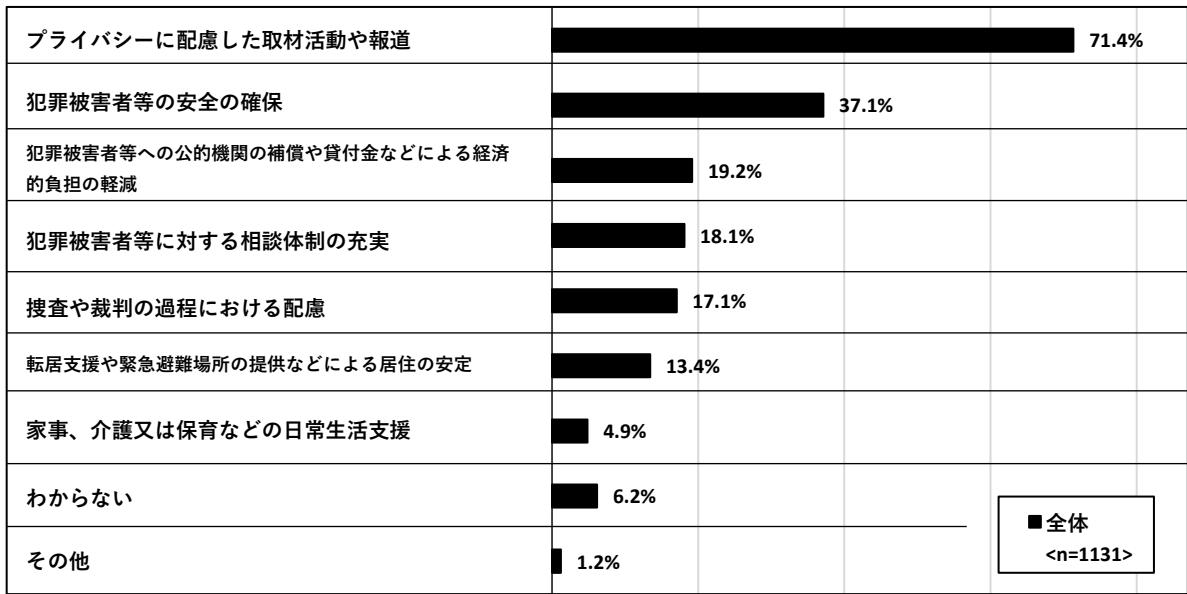
「患者等への偏見・差別の解消のための啓発」が最も高く、次いで「検査・治療内容についての情報提供及び体制の充実」となっており、それぞれ6割を超えています。



## (10) 犯罪被害者やその家族の人権

設問：犯罪被害者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか

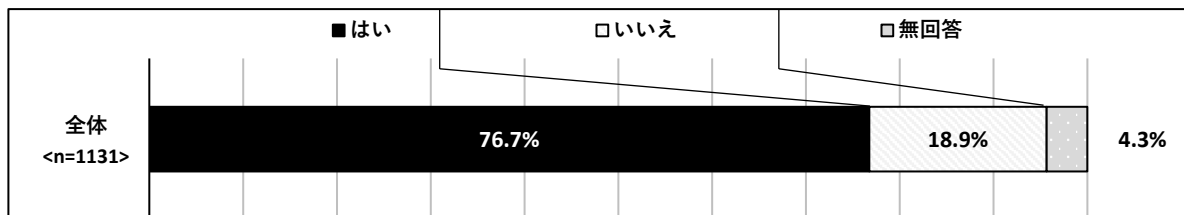
「プライバシーに配慮した取材活動や報道」が7割を超えて圧倒的に高くなっています。



## (11) 性的マイノリティ (LGBTQ) の人権

設問：あなたはセクシュアルマイノリティ（またはLGBT）という言葉を知っていますか。

「知っている」と答えた人は、約8割です。



設問：セクシュアルマイノリティ (LGBT) に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。

「セクシュアルマイノリティに対する周囲の理解が不足している」が約5割となっています。

セクシュアルマイノリティに対する周囲の理解が不足している	49.2%				
家庭や学校、職場などで理解されないこと	28.6%				
セクシュアルマイノリティに対する差別的な発言や行動をとること	23.9%				
個人のセクシュアリティに関する周囲のうわさ話やSNS上の情報	19.0%				
公的機関や企業から不当な扱いを受けること	16.0%				
同性婚が認められないこと	12.3%				
就職・職場で不利な扱いを受けること	11.9%				
性別で区分された設備（トイレなど）が使いにくいこと	11.8%				
申請書などの性別欄が男性または女性しかないこと	7.2%				
病院や医療支援にかかりにくいこと	4.7%				
同性カップルでアパート等への入居を断られること	3.2%				
わからない	19.5%				
その他	0.8%				

■全体  
<n=1131>

## (12) インターネットによる人権侵害

設問：インターネットの悪用による人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が7割を超えて最も高くなっています。

違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する	75.9%				
プロバイダに対し情報の停止・削除を求める	47.1%				
学童期における情報モラル教育を充実する	22.7%				
インターネットにより被害を受けた人のための相談・救済体制を充実する	19.6%				
インターネット利用者やプロバイダに対して啓発活動を推進する	9.3%				
わからない	5.4%				
その他	1.0%				

■全体  
<n=1131>

## 第3章 人権教育、啓発の推進

### 1 人権教育の推進

市民の人権意識を向上するには、これからの社会を担うこどもの人権意識をしっかりと形成することが大切です。

一人ひとりのこどもが自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立して社会的に自立した個人すなわち主権者として健やかに成長するように、社会全体が長期的視点に立ち各発達段階での対応が大切です。

家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯学習の視点に立って、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

#### (1) 保育所（園）や認定こども園、幼稚園における推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期です。自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる乳幼児期の発達の特性をふまえ、遊びを中心とした生活を通して人権尊重の精神の芽生えを育むよう教育や保育を実践することが重要となります。

保育所（園）や認定こども園、幼稚園においては、まずは安全・安心な環境を確保し、家庭との連携を密にしながら、身近な自然や、友だち、地域の様々な人とのふれあいの中で、自尊感情を高め、命の大切さや、人と関わることの楽しさ、人の役に立つ喜びを味わうことができるような取組を推進します。

そうした中で、他者の存在や気持ちに気づくとともに、人に対する信頼感や思いやりの気持ち、お互いを尊重し合える心を育成します。

#### (2) 学校教育における推進

平成22（2010）年度に策定された「まえばし学校教育充実指針」の重要項目として、豊かな人間性の育成を掲げています。

##### ①自他の大切さを認め合える人権教育の推進

学級をはじめ学校生活全体の中で、自分の大切さとともに、他者の大切さを認め、態度や行動に表すことのできる児童生徒を育成することが求められている。そのために、児童生徒が発達の状況に応じて、人権感覚を十分に身に付けられるよう、教育活動全体を通じて、組織的・計画的に指導を行います。

##### ②生き方の自覚を深める道徳教育の推進

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められています。そ



のために、各教科等の学習や様々な体験活動などを含めた教育活動全体を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養うとともに、道徳科の授業においては、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、多様な考え方や感じ方と出会い、自己の生き方についての考えを深める指導の工夫を図ります。

### (3) 社会教育・家庭教育における推進

社会教育・家庭教育が担う使命として地域の今日的課題（少子高齢化、核家族化、多文化共生・ジェンダー平等など）に対応し、自分を大切にしながら互いを尊重し合えるような社会を構築するために、学びを通じた人と人との社会的つながりづくりや家庭や地域の教育力を向上させることが必要となっています。

これまで、公民館等の社会教育施設では、人権に関する講座や人権学習の機会提供、情報発信や指導者養成支援など、さまざまな学習活動を進めてきました。今後も公民館等を中心に、地域の特性をいかしながら、人権教育の推進に努めていきます。

#### ①家庭教育の充実のための支援

公民館等の社会教育施設では、生涯学習の視点に立って、あらゆるライフステージに応じた学習機会の充実に努めますが、家庭教育はすべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など人権意識の基本的学習の場として重要な役割を果たしています。

その一方で、家庭内においては、子どもや高齢者への虐待、配偶者によるドメスティック・バイオレンス（DV）、ケアラーの問題など、さまざまな人権問題が生じており、不安や課題を抱える家庭への支援の必要性が高まっています。

家庭において、安心して子育てや家庭教育ができるよう、市内すべての地区公民館で実施している「家庭教育学級」をさらに充実させ、すべての人が互いに尊重し合い、共に生きがいを持って暮らせるよう、学びの支援を行います。

#### ②地域における人権教育の充実

人権に関する問題の解決に向け、地域における人権教育の指導者として明るく住みよいまちづくりを推進していくために、PTA役員、市職員、社会教育団体関係者を対象にした「人権教育指導者研修会」を開催します。また、公民館報、人権啓発パネル展等による人権啓発を進め、さまざまな人権問題の解消に向け、人権教育の充実に努めます。

## 2 人権啓発の推進

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの自覚と努力によって築き上げられていくものです。地域や家庭、学校、職場等で、市民自らが社会の一員として人権尊重を担う立場にあるということを認識し、主体的に人権課題の解消に取り組むことが、広く本市における人権文化の創造を実現するために必要です。

多様な市民が、人権への理解・関心の度合い等に応じ、必要な知識を習得し、行動につなげることができるよう、親しみやすく、分かりやすい人権啓発の推進に努めます。

### (1) 市民に対する啓発

#### ①学習機会の提供

人権に関する正しい知識を習得し、多様な価値観や考え方を受け止めることができるよう学習内容を充実し、あらゆる機会を通じた人権啓発（学習・研修機会、広報・情報の提供等）に努めていきます。

#### ②関係団体等との連携による啓発活動の充実

「人権週間」（12月4日～10日）などの取組の機会を捉え、法務局、人権擁護委員、県や市町村との連携を図りながら、より効果的な啓発に努めます。啓発にあたっては、身近な課題の紹介など内容・方法を工夫し、ホームページやインターネット等あらゆる啓発媒体を活用し、有効な啓発に努めます。

また、行政だけでなく、自治会や関係団体等への学びの場を提供することも大切です。市と協働で人権が尊重されるまちづくりを進めるために、主体的な活動や学習の支援に努めます。

併せて、実際に人権侵害があったとき、問題を抱えた人に出会ったとき、どう対応すれば良いのか、救済のための制度がどのようになっているのかなど、その対処に係る具体的な知識を知っていることも重要です。

そのため、相談先や利用できるサービスその他の対処法など、人権擁護・救済に関する具体的な知識の提供にも努めていきます。

#### ～人権擁護委員とは～

法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々に、現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動を行っています。

## (2) 企業等に対する啓発

企業は、地域社会において、豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任を担っています。特に近年、SDGsの促進や男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応や障害者、外国人の雇用、多様な雇用形態等、適切な対応が強く求められています。また、公正な採用・配置・昇任・賃金をはじめとする職場環境の整備、職場内のさまざまなハラスメントの防止など、企業内における人権尊重への配慮も求められています。

このため、商工会議所等関係機関とも連携を図りながら、企業に対し人権問題に関する研修の開催や講演会への参加を働きかけ、人権意識の高揚に努めます。

## 第4章 主な課題別施策の推進

### 同和問題

#### (1) 現状と課題

同和問題（部落差別）は、同和地区や被差別部落と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしているわが国固有の人権問題です。

同和問題の早期解決を図るための同和行政は、昭和44年（1969年）の「同和对策事業特別措置法」の施行以来33年間、3度にわたり制定された特別措置法に基づき積極的に推進されてきました。

その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年（2002年）3月末日をもって失効しました。これに先立ち、同年3月14日に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえること、及び同和問題解決に向けた積極的な国の施策が示されました。このことは、33年間の特別措置法の終了が同和問題の解決を意味するものではなく、部落差別的な言動が続く限り、着実な取り組みを継続する必要があることを示しています。

平成28年（2016年）12月には、部落差別が現在も存在することを明確化し、差別の解消に向け「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。しかし、近年、インターネット上に悪質な書き込みがされたり同和地区の所在地情報を流布するなどの問題のほか、戸籍の不正取得事案や土地情報の不適切な取扱い等が発生しています。

本市において、令和2年（2020年）9月に行った「人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」と言います。）」で「同和地区と呼ばれている地区があること、同和問題、部落差別といわれる問題」について、「知っている」と回答した人が78.5%、そのうち「同和問題にかかわる差別が少し残っている」と答えた人が40%「差別がまだ残っている」と答えた人が21.6%となっております。

#### (2) 推進（取組）方針

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、同和問題は引き続き解決に向け取り組まなければならない重要課題であり、今後も粘り強く教育・啓発を推進していく必要があります。

### ○正しい知識の発信

人権週間に合わせたパネル展示、広報、公民館報等への掲載を行い、同和問題について正しい情報を発信し、知る機会を提供します。

### ○関係機関との連携

差別意識の解消に向けた教育・啓発の取り組みにあたっては、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえるとともに、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、関係機関や庁内関係部課等との連携を図りながら、一層の教育・啓発活動の充実に努めます。また、インターネット上の差別や差別を助長するような書き込みがないか定期的に見回り、発見した場合は法務局等の関係機関と連携した対応を行います。

## 女性の人権

### (1) 現状と課題

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けず、男女の人権が尊重されることを基本理念の一つとして「男女共同参画基本法」が平成11年（1999年）6月に制定されました。そして、少子化や高齢化による労働力不足が急速に進行している現代では、女性の職業生活における活躍が課題となり女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、平成27年（2015年）8月に制定され、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組が進められています。

一方、コロナ禍において顕在化した女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含めて新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年（2022年）に成立しました。

本市では、平成15年（2003年）「まえばし男女共同参画推進条例」を施行し、基本理念と市民、事業者、市の責務を明確にするとともに、令和4年（2022年）3月に条例に基づいた「まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」を策定し、市民や関係課との連携・協働により男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

しかし、市民意識調査で「女性の人権が尊重されていないと感じること」について、「職場における待遇（採用・昇格・昇進・賃金など）の男女格差」が54.

4%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」などの性別による役割分担意識を押し付けることとなっていますが、その割合は、20歳代が54.8%と高く、年代が上がるにつれて割合が小さくなっています。

今なお、性別による役割分担の偏りがさまざまな場面で見られ、職場での管理職に占める割合や賃金などに性別による格差がある、家庭での家事・育児・介護などの負担が女性に偏りやすい、地域での役割が性別で固定化しているなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあることから、学校、地域、家庭、職場などのさまざまな場でジェンダー平等に対する一層の意識改革が必要です。

そのほかに、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為を含む性犯罪などの人権侵害行為についても深刻な問題が発生しています。

特に、本市に寄せられるDV相談件数は増加傾向にあり、DVを防止し、被害者の救済や自立支援する取組が求められています。本市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「DV防止計画」を「前橋市男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DV防止及び被害者支援の取組を推進しています。平成29年（2017年）4月には「前橋市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV被害者に対し相談から保護、自立支援を切れ目なく行っており、今後もDV被害者支援とともに、DVの早期発見に向けて、市民のDVに対する理解を広める取組が必要です。

## （2）推進（取組）方針

少子高齢化とそれに伴う人口減少や、国際化、デジタル化等の急速な進展により、あらゆる分野への女性の社会進出が不可欠なものになっています。性別による差別を解消し、性別にかかわらず一人ひとりの考え方が尊重され、個性や能力を十分に発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

令和4年（2022年）3月に定めた「まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」に基づく施策を総合的、計画的に推進します。

### ○男女共同参画の推進のための普及・啓発

性別における固定的性別役割分担意識や偏見の解消に向けて、男女平等や人権尊重の理念を広く社会に根付かせるため、SNSを活用した情報提供、啓発イベントやパネル展の実施など、学校、家庭、地域社会、企業などのあらゆる分野において男女平等を推進するための教育・啓発活動に取り組みます。

### ○政策等の立案・決定への女性の参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、

固定的性別役割分担を見直すための意識啓発や、女性の能力開発や人材の育成を行い、女性の参画の推進を図ります。

#### ○DVやハラスメント等の防止、被害者の支援

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為など女性に対するあらゆる暴力や、さまざまな場面でのハラスメントを防止するため、関係相談機関・民間団体等と連携し必要な情報提供等を行うとともに、被害を受けた場合の保護や自立の支援を推進します。

また、支援対象者が児童を同伴する場合は要保護児童対策地域協議会等との連携しながら、適切な対策を実施します。

## こどもの人権

### (1) 現状と課題

急速な少子化や核家族化の進行、地域関係の希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域を取り巻く環境は変化しています。また、携帯電話やインターネット等の情報通信技術の急速な発展、普及などで目まぐるしく変化し、多くの情報が氾濫する中で育児不安や児童虐待が深刻化しており、こどもの発達を妨げる要因となっています。

さらに、児童買春・児童ポルノ、薬物の乱用など、こどもが犯罪の被害者となる危険が増加し、こどもたちの心身の健全な発達に深刻な影響を与え、ひいては生命をも脅かしています。また、本来なら大人が担うべき家事や家族の世話などをこどもが担っているヤングケアラーも問題となっています。

そして、小中学校でのいじめや不登校は教育にとどまらず、社会的にも大きな問題となっています。

市民意識調査で「こどもに関する事柄で、特に人権上問題があると思われること」について、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをする、あるいはさせたりするなど、いじめをすること」が62.4%、「保護者などがこどもを、身体的、心理的、性的に虐待したり、育児を放棄したりすること」が58.2%となっています。

このような状況にある中で、こどもも一人の人間として、その存在はもとより意見や気持ちが最大限尊重され、成長過程で生じるさまざまな悩みに答えることのできる組織・支援体制の充実が重要となっています。

こどもたちが健やかに成長していくうえで、家庭での保護者の役割は大変重要であり、その家族を支えるため、地域社会や関係機関を含めた相談や支援などの体制づくりが必要です。

また、保育所（園）や認定こども園、幼稚園、学校は、こどもたちの健やかな成長のためにきめ細かな見守りと支援を行うことが必要で、家庭、地域、関係機関との、より効果的な連携が求められます。

## （２）推進（取組）方針

「前橋市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもの最善の利益が実現するまちを目指します」を基本理念として、すべてのこどもが安心して生まれ育ち、保護者が安心と誇りを持って子育てできる環境を、地域社会と一体となり整備します。そして、未来を担うこどもたちの権利を擁護し、心豊かで健やかに育つよう、社会を構成する全ての人々が協働して、こどもたちと子育て家庭を支える社会を目指し、次の施策を推進します。

### ○こどもの人権に関する教育・啓発活動の推進

こどもたちが安心して健やかに成長できるよう、こどもが自由に意見を表明できる機会を設け、その意見を尊重し、こどもや家族、地域などに対する支援体制を整備していくとともに、こどもたちや、関係者への啓発活動の充実を図ります。

### ○こどもの健やかな成長に向けた地域ぐるみの支援体制の充実

こどもたちの健全な育成を目指して、保育所（園）や認定こども園、幼稚園、学校、家庭、地域社会が一体となった施策を推進します。

### ○児童虐待防止に向けた相談体制の整備・関係機関との連携

児童虐待については早期発見と早期対応が重要であることから、母子保健事業との連携を図り予防に努めるとともに、組織体制を充実し、児童相談所等の関係諸機関との連携をより一層強化することで、早期発見や防止、適切な保護に努めます。

### ○いじめの未然防止・早期発見・早期解消に向けた対策の充実

いじめ対策について、各学校では、いじめアンケートの活用のほか、相談体制の整備・充実、保護者との適切な連携、スクールカウンセラーの積極的な活用を通じ、また、学校全体での組織的な対応によって、未然防止、早期発見、早期解決に努めます。法的視点からのアドバイスが必要な際には、スクールロイヤーに相談した上で、対応にあたります。

### ○ヤングケアラーに関する理解促進・実態把握、関係機関との連携

ヤングケアラー支援について、ヤングケアラーに関する理解促進のため、学校・関係機関に対して研修会を開催するほか、ヤングケアラーに関する実態把握のた



め、学校と常日頃から情報共有するとともに、必要に応じて児童生徒・教職員に対して、日常における家事や世話の状況、ヤングケアラーという概念の認知度等についてアンケート調査を実施し、ヤングケアラーの早期発見や関係機関と連携した支援に努めます。

## 高齢者の人権

### (1) 現状と課題

本市の高齢化率は、令和5年（2023年）6月末現在で30.1%、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も30.5%を占めて、年々増加しています。

国では、平成7年（1995年）12月に「高齢社会対策基本法」を施行し、高齢社会に向けた対策を総合的に推進しています。平成12年（2000年）4月から「介護保険法」が施行されて、各種の介護サービスが受けられるようになりました。平成18年（2006年）4月からは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等について定められました。

なお、本市では、令和3年（2021年）3月に第8期「まえばしスマイルプラン」（老人福祉計画・介護保険事業計画）を策定しました。特に、人権に関連する理念として、「利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくりの重要性」を規定しています。

市民意識調査で「高齢者に関する事項で、特に人権上問題があると思われること」について、「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多い」が27.8%、「高齢者の身体機能の衰えに対する周囲の理解が不足している」が26%、「家庭や地域社会から孤立している人が多い」が22.3%、「経済的な保障が不十分な人がいる」が21.1%となっています。

高齢者が抱えているこのような諸問題に対応するとともに、すべての高齢者が人権を尊重され、差別を受けることなく生きがいを持って、安心して暮らせる地域社会の実現に向けての取り組みを推進することが求められています。

### (2) 推進（取組）方針

「まえばしスマイルプラン」に基づき、高齢者が一人の人間として、これまで果たしてきた役割や功績が共に尊重され、長年培ってきた知識や経験を活かし、地域の支え手として生きがいを持って住み続けられるための支援や、介護等の支援が必要になっても安心して受けられる福祉施策を推進します。

### ○相談体制の充実

市の窓口や地域包括支援センターにおいて、サービスに関する情報提供や相談機能を強化することで、利用者が分かりやすく的確に情報を入手し、選択できる環境づくりを整備します。

### ○高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者への支援や成年後見制度の利用促進、高齢者虐待防止に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実を図ることで、高齢者の生命及び尊厳の保持に努めます。

## 障害者の人権

### (1) 現状と課題

障害福祉施策は、地域社会での共生の実現に向け、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正され、平成25年（2013年）4月から施行（一部、平成26年4月施行）となりました。また、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が平成28年（2016年）4月から施行されました。令和6年（2024年）4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害者への「合理的配慮の提供」が義務になりました。

なお、本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量及び提供体制の確保について定める「障害福祉計画」を3年1期として策定しています。また、障害者基本法に基づく障害者施策に関する総合的な計画として、平成28年（2016年）3月に「前橋は一とふるプラン（第3次前橋市障害者福祉計画）」を策定しています。その中で、特に人権に関連する基本目標として「差別の解消及び権利擁護の推進」を設定しています。

市民意識調査で、「障害者に関する事柄で特に、特に人権上問題があると思われること」について、「障害者や障害に対する理解が不足している」が課題として高い割合を示しました。一方、「障害者の人権を守るために必要なこと」については「相談・支援体制の充実」「就労支援や雇用確保」「障害者を正しく理解するための教育や啓発活動」との回答が多くありました。

これらを踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みを推進することが求められています。

### (2) 推進（取組）方針

前橋は一とふるプランの基本理念「地域であたりまえに暮らしたいという一人

ひとりの思いを大切に」に基づき、次の施策を推進します。

○広報・啓発活動

障害と障害者についての市民の理解が深まるよう各種広報活動を行い、正しい知識の普及・啓発活動を実施していきます。

○差別解消・虐待防止

障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、早期発見と適切な対応に努めます。

○雇用の支援

障害者とその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就くことができるよう支援していきます。

○福祉の街づくり

多くの人々が安全・安心そして快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた福祉の街づくりを推進します。

○活動範囲の拡大と社会参加の促進

介護給付による障害福祉サービスや地域支援事業による移動支援事業を実施し、障害者の活動範囲の拡大や社会参加を促進します。

## 外国籍の人の人権

### (1) 現状と課題

国際化の進展により、本市でも多くの外国籍の人たちが生活しています（令和5年7月末現在、8,119人、70国籍）。

外国籍の人たちの中には、言語や文化、習慣の違いなどから、生活に不便を感じたり、差別や偏見を受けたりすることがあります。また、外国籍の人たちが、日本の社会生活上のルールをよく理解していなかったり、生活習慣が異なっていることなどによりトラブルが生じたりすることもあります。こうした人たちと互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。

市民意識調査で「外国人の人権を守るために重要なこと」について、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深めたり、交流の機会を増やす」が49.9%と最も高く、また、「外国人のための相談体制の充実を図る」が41.7%、「外国

人の日常生活に必要な情報を外国語などにより提供する」が40.5%となっています。

市民意識調査結果からも、外国籍の人たちの人権を守るためには、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めることが必要だといえます。

そして、外国籍の人たちが、言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることがないように、安心して生活できる環境づくりが求められています。

## (2) 推進（取組）方針

外国籍の人たちが、地域住民とのコミュニケーションが図れるよう支援し、差別や偏見のない、暮らしやすい多文化共生の環境づくりを進めていくために、次のことに取り組んでいきます。

### ○多文化共生の推進

外国籍の人たちが、生活していく上で必要な情報を多言語（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・やさしい日本語）で提供するとともに、前橋市国際交流協会と連携し、「外国人相談窓口」、「日本語教室」などを実施し、日常生活上の問題解消に努めます。

### ○外国人と市民の相互理解のための教育・啓発の推進

市民の国際理解を深めるため、前橋市国際交流協会などの関係団体と連携して、市民と外国籍の人たちとの交流事業を実施するとともに、諸外国の生活や文化等を理解するための講座や研修会を開催します。

## **H I V等感染症に関する人権**

### (1) 現状と課題

令和3年（2021年）の国内におけるH I V感染者報告数は742件で、近年減少傾向となっています。しかし、これは新型コロナウイルス感染症の流行に伴う検査機会の減少等も考慮する必要があります。感染経路では性的接触、特に同性間性的接触、性別では男性、感染地別では国内感染が多数を占めています。

エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスによって引き起こされる感染症で感染経路は限られています。また、感染力が弱いため学校・職場・家庭等での日常生活では感染しません。

H I Vやエイズに関する誤った知識で、多くのH I V感染者とエイズ患者は、職場や社会での差別や偏見に悩んでいます。

感染症とは、病原体が人の体内に侵入することで引き起こされる疾患の総称です。感染症には数多くの疾患があり、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、エイズや梅毒などの性感染症、結核、ハンセン病も感染症の一つです。

感染した場合でも、適切な治療の継続や感染対策を実施することで、多くの感染症において他者への感染リスクを抑えることが可能です。

市民意識調査で「エイズ患者、H I V感染者の人権を守るために必要なこと」について、「患者や感染者のプライバシー保護」が56%と最も高くなっています。

市民意識調査結果からみても、H I V感染者及びエイズ患者をはじめ、すべての感染症患者や元患者に対して日常生活や学校、職場等において、偏見や差別、誤解を解消し、プライバシーが侵害されることのないよう、正しい知識の普及啓発を広く市民に行っていくことが必要です。

## (2) 推進（取組）方針

○感染症に関する正しい知識を深めるための啓発推進

エイズをはじめとした感染症に対する正しい知識の普及、H I V感染者やエイズ患者を含めた感染症患者に対する偏見や差別、誤解をなくすため、広報まえばしや市ホームページへの啓発記事の掲載、パンフレットの配布、H I V検査普及週間の実施、世界エイズデーにあわせたエイズ啓発パネル展等を行います。

市内の学校等においては、発達段階に応じた指導を行い、正しい知識の普及や良好な人間関係構築のための啓発を図ります。

○感染症の早期発見・治療につなげるための取組

保健所では、H I V等性感染症の検査を無料・匿名で行っています。また、感染症に関する相談にも随時対応し、適切な医療受診や治療につながるよう支援を実施しています。

## **犯罪被害者やその家族の人権**

### (1) 現状と課題

犯罪等により被害を受けた方とその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」と言います。）は、生命や身体だけでなく、心の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面します。

さらに、第一義的責任を負うのは加害者であるにもかかわらず、マスコミ等の報道によりプライバシーが侵害され、心ない噂話などにより、二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

市民意識調査で「犯罪被害者等の人権問題について、特に問題があると思われること」について、「取材や報道による、プライバシーの侵害や私生活の平穏が保たれなくなること」が71.4%、「事件に関する周囲のうわさ話やSNS上の情報」も56.8%となっており、近年、報道に加えて、SNSの情報拡散による個人のプライバシーの侵害が危険視されています。

国では、平成16年（2004年）に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、国、地方公共団体、国民の責務を具体的に示した「犯罪被害者等基本法」を制定しました。また、この基本法の施行を受けて翌年には、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、損害回復・経済的支援等への取り組みなどの具体的な施策が定められ、その後、犯罪被害者給付金制度の拡充や犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することができる制度が実現しました。

この法律の基本理念にのっとり、本市では、令和4年（2022年）4月に「犯罪被害者支援条例」を制定し、相談窓口を設置し、犯罪被害者等への見舞金の創設、庁内外ネットワーク構築を柱とし、関係機関や民間団体と連携しながら、犯罪被害者等の支援を行っています。しかしながら、被害者やその家族の方々が置かれている状況について、社会全体から十分な理解を得るまでには至っていないのが現状です。

そこで、犯罪被害者やその家族の人権を守るため、より多くの市民の理解を深め、社会全体で支援していくという気運を高める必要があります。そのために、関係機関や民間団体と連携しながら、犯罪被害者等の人権を守る社会環境の醸成を図るとともに、支援体制の整備と充実を図る必要があります。

## （2）推進（取組）方針

○犯罪被害者等やその家族の人権に関する教育・啓発活動の推進

犯罪被害者等が二次被害に苦しめられることのないよう、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）に併せて、パネル展や広報掲載等を行い、広く啓発活動を行います。

○支援団体との連携

犯罪被害者等が、一日も早く社会生活になじめるよう、県や県警、民間団体などと連携を取りながら支援に努めます。

## 刑期を終えた人の人権

### （1）現状と課題

刑を終えて出所した人については、社会の根強い偏見により就職や住宅の確保が困難であるなど、本人に更生意欲があっても社会復帰が厳しい状況にあります。

近年、刑法犯の検挙人員数が減少するとともに、再犯者の人員も減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合はほぼ横ばいに推移しています。

また、出所後2年以内に再び罪を犯して刑務所に入った高齢受刑者は平成29年（2017年）の再入所者数650人、再入所者率22.3%をピークとしながら再入所者率およそ2割と高水準を維持したまま推移しています。

この要因としては、高齢受刑者が周囲から孤立している状況があると考えられ、出所後の地域の支援体制をどう構築するかが課題となっています。

また、必要な行政サービスを受けられず社会復帰が困難となっている場合や、十分な教育を受けていないことなどから、就労に必要な基礎学力を含む知識・資格等を有していないため、就労先の確保が困難となっている場合があることも考えられます。

## （2）推進（取組）方針

安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪による被害防止、再犯防止の推進のため、国、地方公共団体、民間団体が一体となり、犯罪や非行をした人が再び犯罪を起こすことのないよう必要な支援をきちんと繋げ、実施していく取り組みが重要です。

また、刑を終えて出所した人たちが孤立することのないよう、再犯防止等に関する各種施策や活動の内容を広く知ってもらい、理解を深めてもらうことも必要です。

### ○「まえばし福祉のまちづくり計画」の推進

このように、刑を終えて出所した人が社会復帰するためには、地域における息の長い支援を形作り推進していくことが必要とされています。

本市の取り組みについては、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、「つながって支え合う地域共生のまち まえばし」を基本理念とする「まえばし福祉のまちづくり計画～「地域共生社会」の実現に向けて～」を策定し、刑を終えて出所した人の人権の分野で再犯防止の推進に関する取り組みを次のとおり進めます。

### ○更生保護活動の支援

刑を終えて出所した人に対する市民の理解と関心を深めるため、社会を明るくする運動をはじめとする「犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動を広く周知し、理解を深めてもらう取組」への支援と保護司会をはじめとした更生保護団体の活動への支援を通して、保護観察所をはじめとした国の刑事司法関係機関、更生保護団体、本市の関係各課との連携を図りながら、安心・安全な地域社会づくりに取り組んでいきます。

## 性的マイノリティ(LGBTQ)の人権

### (1) 現状と課題

性自認と出生時に割り当てられた性別が一致しない性別違和感を有する人や、同性愛者・両性愛者などの性的マイノリティの人たちは、「性別が男女の二つだけ、異性愛が当たり前である」とする社会の中で、偏見の目を向けられたり、嫌がらせや差別的な扱いを受けたりすることがあります。

市民意識調査で「セクシュアルマイノリティに関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのは、どういうことか」の問いに対して、「周囲の理解が不足している」が49.2%で最も高く、性の多様性に関する周囲の理解が十分とは言えない状況です。

このような中で、性的マイノリティの人たちは、社会の中で偏見や無理解から差別を受け、また、偏見や差別の対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができなかつたり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられて苦しんでいます。また、性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

また、思春期においては性的マイノリティに関する正しい知識を得られる機会が少ないため、自己の性自認や性的指向に悩んだり、家族や友人、教師などの何気ない言葉や態度により心身への負担が過大となつたりすることで孤立することもあります。

性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、当事者が相談しやすい環境を整えることや、その心情等に配慮した対応が必要です。

### (2) 推進（取組）方針

○性的指向・性自認を理由とする人権侵害に関する教育・啓発活動の推進

本市では、男女共同参画パネル展、男女共同参画セミナー、男女共同参画情報誌、人権パネル展等で性的マイノリティに関する正しい知識を学ぶ機会を作っています。内容を充実させるとともに、学びのすそ野を広げていくよう努めます。

新規採用職員研修、新規係長研修、教職員2年目研修、中堅教諭等資質向上研修等において、人権の学びの中で性的マイノリティについて取り上げています。引き続き職員の意識啓発に努めます。

○「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」等の普及促進

令和2年12月に群馬県が「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」を開始しましたので、本市でも同制度を利用できるようになりました。「パートナーシップ宣誓制度」とは、日本では戸籍上同性同士のカップルの婚姻が認められていないため



に、二人の関係を結婚に相当すると自治体が認め、証明書を発行する制度です。  
本市では、群馬県の「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」に賛同し、市営住宅の入居申込など、宣誓者に対するサービスの拡大等、性的マイノリティなどの方々の支援に取り組んでまいります。

## インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

インターネットは知りたい情報を誰もが簡単に入手できる道具として、現在私たちが社会生活を行う中で、なくてはならない存在となっています。しかし、その利便性の裏側で、匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を傷つけ、差別を助長する表現や有害な情報の掲載など、他人の人権を侵害する行為が後を絶たず、ますます増える状況にあります。

市民意識調査で「インターネットの悪用による人権侵害で特に問題と思われること」について、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などの掲載」で回答した人が79.2%にのぼり、「SNSにおける誤った情報に基づいた個人の特定や根拠のない悪口などの拡散」へも57.7%と過半数以上の人回答しています。

こうした問題に対処するため、国では、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報者の開示に関する法律」を施行するなどの取り組みを行っていますが、未だ十分な成果を上げていません。

### (2) 推進（取組）方針

○関係団体等と連携した社会的な仕組みづくりの確立

インターネットを利用した情報発信には、回復困難な損害を生むことを十分認識し、国及び県と歩調をあわせながら、プロバイダ等への働きかけを進めるとともに、SNSを中心としたインターネット上の不適切な書き込み等について見守りを行っています。

○学校教育におけるルールやマナーを守った利用の促進

学校における情報教育等の中で、「より良いネット社会の担い手として社会参画する知識や能力の育成」を目指して指導を進めます。

## その他の人権問題

### (1) 現状と課題

現在私たちの周りには、これまでに述べてきた人権問題のほかに、さまざまな問題が存在しており、「ハンセン病患者・元患者やその家族」、「北朝鮮当局による人権侵害」、「ホームレスの人権」、「多岐にわたるハラスメント」等多様な問題があります。

### (2) 推進（取組）方針

現在、関心を持たれている人権問題以外にも、今後社会が益々進展し複雑化していく中で、新たな人権問題が生じてくる可能性は否定できません。

そのような中で、人権を尊重するという視点に立った教育や啓発の取り組みが効果的であると考え、今後も推進します。

## 第5章 市職員等に対する研修の推進

市の職員は、公権力の行使をはじめ、市民と窓口や事業実施等の様々な場面で関わるため、とりわけ高い人権意識が必要です。「前橋市人材育成基本方針」においても、「全体の奉仕者であることを常に自覚し、高い倫理観と人権尊重の意識を持つ職員」を前橋市職員のあるべき姿と明記しています。

本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するとともに、市民対応における人権的配慮を向上させるため、職員への人権教育と人権啓発を継続的に推進します。

### 1 行政職員

行政職員は、全体の奉仕者として市民生活に深く関わる業務を幅広く行っていることから、憲法の基本理念の一つである基本的人権を尊重し、常に人権的配慮を心がけながら職務に取り組む必要があります。

行政に携わる職員として人権問題全般に対する正しい認識や理解を深めるため、現在、階層別基本研修のカリキュラムの中に人権問題、男女共同参画、特定事業主行動計画等に関する研修を取り入れて、職員の資質向上に努めています。

今後も引き続き、職員一人ひとりの人権意識、人権感覚を高め、より一層市民の立場に立って職務を行うよう、人権に関する研修を計画的に実施していきます。

### 2 教職員

教職員は、常に児童生徒の人権を擁護するとともに、学校におけるあらゆる機会をとらえて、児童生徒の人権意識を育む使命があります。そのため、教職員自らが高い人権意識を持つ必要があります。前橋市教育委員会では、群馬県教育委員会等と連携しながら教職員対象の人権教育研修、人権教育授業研修等を計画的に実施していきます。

### 3 社会教育関係者

市職員、PTA役員、社会教育団体等の社会教育関係者は、人権教育を推進する指導的立場にあり、その資質能力は重要な条件の一つです。人権に関する今日的な課題は、多様化しており、それらに対する認識を一層深める研修が必要となります。

そこで、専門職員としての一般的な資質向上の研修に加え、国や県等が主催する人権問題を扱った各種研修に参加を促し、研修の成果が人権教育の推進に生かされるよう努めます。

#### 4 地域福祉関係者

民生委員・児童委員、その他の福祉関係者は、こども、高齢者、障害のある人、生活困窮者等の人々と直接かかわりを持っており、業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーや権利をはじめ、さまざまな人権に対する理解と認識をもち、常に人権に配慮した対応が求められています。

このため引き続き、地域福祉関係者に該当する職員が、職務内容に応じて相手の立場に立ち、人権を守る対応が出来るよう、人権に配慮した研修の充実に努めます。

#### 5 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体、財産を守ることを職務としており、その活動を行う上で高い人権意識を持って市民と関わることが求められています。

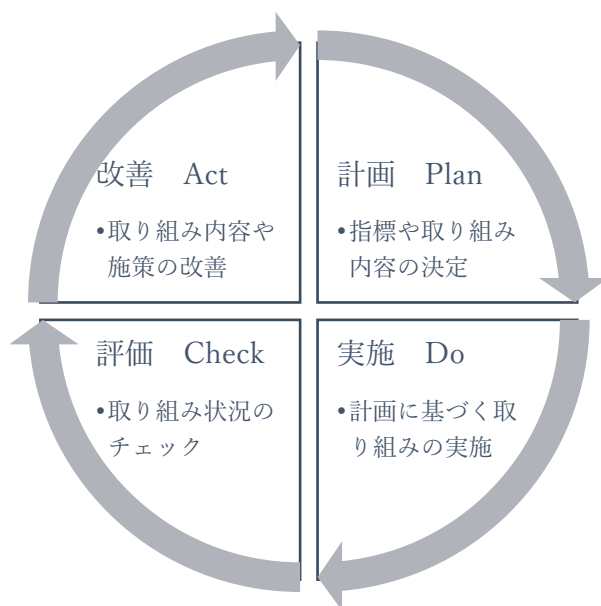
本市では、行政職員と合同で行う階層別基本研修の中で導入している人権問題、男女共同参画、特定事業主行動計画等に関する研修により職員の資質向上に努めています。

今後も引き続き、人権問題に対する正しい認識や理解が深まるよう、人権に関する研修を計画的に実施していきます。

## 第6章 計画の推進

### 1 庁内の推進体制

本計画に基づく人権教育、啓発の推進にあたっては、全庁的な人権施策の推進体制である「人権施策庁内推進会議」の組織を活用し、「PDCAサイクル」により、各部署で実施される人権施策が、効果的に実施されるよう調整を行いながら推進します。



### 2 関係機関との連携

本市の目標である「一人ひとりを尊重する社会の推進」には、本市で実施する施策だけでは限界があることから、市民の理解と協力とともに、関係機関や関係団体との連携及び協力が必要です。

本市も構成メンバーとなっている「群馬県人権啓発活動ネットワーク協議会」、  
「県央地域人権啓発活動ネットワーク協議会」、「前橋市人権擁護委員会」等の関係団体と協働し、効果的で有効な啓発活動となるよう連携を進めます。

また、「人権に関する基本計画有識者会議」を中心に、人権に関するさまざまな市民の意見を把握・反映させることで、市民と一体となって人権施策の推進に努めます。

## 用語解説

### あ行

#### エイズ

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす状態。

### か行

#### 合理的配慮

障害を持つ人と持たない人が、同じく平等な社会生活を送れるよう、社会的障壁を排除すること。

### さ行

#### ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）に対して、社会通念や慣習の中で社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

#### 児童虐待

親または親に代わる保護者が、18歳未満のこどもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為で、身体的虐待、性的虐待、ネグレスト（養育の拒否・保護の怠慢）、心理的虐待の4つに類型される。

#### スクールカウンセラー

心理についての専門性を持ち、学校において、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導を行う者のこと。

助言や指導の対象は、児童・生徒や保護者のみでなく、教職員も含まれる。

#### スクールロイヤー

学校・教育委員会・学校法人に対して、学校で発生するいじめ・不登校・学校事故などさまざまな問題について助言・アドバイスする弁護士のこと。

#### ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又は家族等に対して、つきまとい等を繰り返して行うこと。

## 性的マイノリティ (LGBTQ)

性のあり方が少数派の人々のうち、「レズビアン (女性同性愛者)」・「ゲイ (男性同性愛者)」・「バイセクシュアル (両性愛者)」・「トランスジェンダー (心と体の性の不一致)」・クエスチョニング (性的指向や性自認がはっきりしない、決められない、あるいは悩んでいる人)」の頭文字をとった総称。

## 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の判断能力が不十分な人が、財産管理や契約等をするときに不利益が生じないように保護し、支援する制度。

## セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動や、性的な嫌がらせのこと。

## な行

### 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、建材的な損失等の被害のこと。

## は行

### 梅毒

梅毒トレポネーマという病原体により引き起こされる感染症で、主にセックスなどの性的接触により、口や性器の粘膜や皮膚から感染する。

治療をしないまま放置していると、数年から数十年の間に心臓や血管、脳などの複数の臓器に病変が生じ、時には死に至ることもある。妊娠中に感染すると、胎盤を通して胎児にも感染し、死産や早産になったり、生まれてくるこどもの神経や骨などに異常をきたすこともある。早期に発見することで適切な治療により治癒が可能。

### ハンセン病

らい菌が主に皮膚と神経を侵す慢性の感染症。感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、現在では治療法が確立しており、早期発

見と適切な治療により後遺症は残らない。

## **プロバイダ**

インターネットに接続するサービスを提供する事業者。

## **ま行**

### **マタニティ・ハラスメント**

女性が、妊娠、出産、育児休業取得等を理由に、解雇、雇い止め、降格、減給等の不利益な取扱いを受けること。また、上司や同僚から精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。

## **や行**

### **ヤングケアラー**

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。

### **ユニバーサルデザイン**

年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## **アルファベット**

### **DV (ドメスティック・バイオレンス)**

配偶者やパートナーなど、親密な関係にある男女の間柄でおこる身体的・性的・経済的・精神的などの暴力行為。

### **SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)**

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者のコミュニケーションを可能にしている。



## 《 資 料 》

### ☆ 世界人権宣言（仮訳文）

<1948年12月10日国連総会採択>

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。なお、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

#### 〈前文〉

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる自由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公平な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2. すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

1. すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
2. この権利は、非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為をもつばら原因とする訴追の場合には、採用することはできない。

## 第15条

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭

をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2. 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### **第 17 条**

1. すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### **第 18 条**

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### **第 19 条**

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### **第 20 条**

1. すべての人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
2. 何人も、結社に属することを強制されない。

#### **第 21 条**

1. すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
2. すべての人は自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### **第 22 条**

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことの

できない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

### 第23条

1. すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公平かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公平かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

### 第25条

1. すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を享有する。

### 第26条

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の教科を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第 27 条

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第 29 条

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び事由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

### 第3章 国民の権利及び義務

#### 第10条〔国民たる要件〕

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

#### 第11条〔基本的人権〕

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 第12条〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

#### 第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 第14条〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

#### 第15条〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

#### **第 16 条〔請願権〕**

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

#### **第 17 条〔公務員の不法行為による損害の賠償〕**

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

#### **第 18 条〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕**

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

#### **第 19 条〔思想及び良心の自由〕**

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

#### **第 20 条〔信教の自由〕**

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

#### **第 21 条〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕**

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### **第 22 条〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕**

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

#### **第 23 条〔学問の自由〕**

学問の自由は、これを保障する。

#### **第 24 条〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕**

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関



しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

#### **第 25 条〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕**

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### **第 26 条〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕**

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### **第 27 条〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕**

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

#### **第 28 条〔勤労者の団結権及び団体行動権〕**

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

#### **第 29 条〔財産権〕**

財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

#### **第 30 条〔納税の義務〕**

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

#### **第 31 条〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕**

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

#### **第 32 条〔裁判を受ける権利〕**

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

### 第 33 条〔逮捕の制約〕

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

### 第 34 条〔抑留及び拘禁の制約〕

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

### 第 35 条〔侵入、搜索及び押収の制約〕

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

### 第 36 条〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

### 第 37 条〔刑事被告人の権利〕

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

### 第 38 条〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

### 第 39 条〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

#### **第 40 条〔刑事補償〕**

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

### **第 10 章 最高法規**

#### **第 97 条〔基本的人権の由来特質〕**

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### **第 99 条〔憲法尊重擁護の義務〕**

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

## ☆ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

### 第1条（目的）

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### 第2条（定義）

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### 第3条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### 第4条（国の責務）

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 第6条（国民の責務）

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### 第7条（基本計画の策定）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### 第8条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出

しなければならない。

## **第9条（財政上の措置）**

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## **附 則**

### **第1条（施行期日）**

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### **第2条（見直し）**

この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 人権施策庁内推進体制の整備に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人権施策の推進を図るため庁内の推進体制の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (推進会議の設置)

第2条 本市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定・推進に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な調整に関すること。
- (3) その他市の人権施策に関すること。

### (組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (会議)

第5条 会長は、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

### (アドバイザー)

第6条 会長は、必要に応じアドバイザーを招集することができる。

- 2 アドバイザーは、会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

### (ネットワーク会議)

第7条 推進会議に、第3条の所掌事務に関する具体的事項を検討協議するためネットワーク会議を置く。

- 2 ネットワーク会議のメンバーは、委員が、所属する部の中から推薦する。
- 3 ネットワーク会議のリーダーは、共生社会推進課長をもって充てる。
- 4 ネットワーク会議は、リーダーが招集し、その議長となる。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、グループメンバー以外の職員に対し、会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、また資料の提出を求めることができる。

(推進責任者)

第8条 各所属ごとに、推進体制の整備を図るため人権施策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、各所属の庶務担当係長をもって充てる。

3 推進責任者は、各所属における人権施策について他の所属との調整を行い、推進を図るものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、市民部共生社会推進課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から実施する。

この要綱は、令和5年5月22日から実施する。

別表（第4条関係）

区分	職
会 長	副市長
副会長	市民部長
委 員	総務部長 未来創造部長 文化・スポーツ観光部長 福祉部長 こども未来部長 健康部長 産業経済部長 教育委員会事務局指導担当次長

## 人権に関する基本計画有識者会議設置要綱

### (目的)

第1条 平成23(2011)年度に策定した「人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」を継承し、差別と偏見のない人権が尊重される社会の実現に向け、専門的知識を有する学識経験者等から幅広く意見を聴取することを目的に、人権に関する基本計画有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 この有識者会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 計画の総合的な推進及び調整に関すること。
- (3) その他市の人権施策の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、人権施策に関して専門的知識を有する学識経験者等の中から、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長等)

第5条 有識者会議に座長を置き、市長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

### (会議)

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

### (庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、市民部共生社会推進課において処理するものとする。



(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

令和5年度有識者会議名簿

NO	団体名	役職	氏名
1	国立大学法人 群馬大学共同教育学部	教授	斎藤 周
2	人権擁護委員	弁護士	小淵 喜代治
3	男女共同参画審議会	会長	前田 由美子
4	一般社団法人ハレルワ	代表	間々田 久渚
5	主任児童委員	会長	狩野 百合子

## 第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画

令和6年〇月

前橋市市民部共生社会推進課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

TEL 027-898-6517

ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp>